

# 「仕事」や「生活」にお困りの方 生活困窮者自立支援制度をご利用ください

就職 住居 子どもの学習等をサポートします。

相談無料

生活困窮者自立支援制度は、経済的に困窮されている方々の自立の促進を図るため、平成27年4月に始まった制度です。

宇都宮市では、「自立相談支援事業」をはじめ、「住居確保給付金の支給」「就労準備支援事業」「生活困窮世帯の子どもの学習支援事業」を行います。

仕事や生活にお困りの方の相談窓口として、市総合福祉センター内に「自立相談支援機関」を設けておりますので、まずはご相談ください。

自立支援制度の事業だけでなく、各種福祉サービスなど他制度による支援の調整も行います。

## <自立相談支援機関（相談窓口）>

場 所：宇都宮市総合福祉センター5階

宇都宮市中央1-1-15

受付時間：午前8時30分～午後5時15分

（土日祝日・年末年始を除く）

電 話：028-612-6668

F A X：028-637-2020

E-Mail：chiiki@utsunomiya-syakyo.or.jp



相談窓口となります

## 自立相談支援事業

あなただけの支援プランを作ります。

生活に困りごとや不安を抱えている場合は、まず自立相談支援機関の相談窓口にご相談ください。

支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かをあなたと一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

また、ハローワークなど関係機関等と連携し、適切な支援機関にもつなぎます。



## <相談から支援までの流れ（相談無料・秘密厳守）>

- 1** まずは自立相談支援機関へ。  
自立相談支援機関に配置されている支援員が対応します。何らかの理由で窓口にお越しただけの場合にはご自宅にも訪問します。
- 2** 生活の状況を見つめる。  
あなたの生活の困りごとや不安を支援員にお話してください。生活の状況と課題を分析し「自立」に向けて寄り添いながら支援を行います。
- 3** あなただけの支援プランを。  
支援員はあなたの意思を尊重しながら、自立に向けた目標や支援内容を一緒に考え、あなただけの支援プランを一緒に作ります。
- 4** 支援決定・サービス提供。  
完成した支援プランは市を交えた関係者の話し合い（支援調整会議）により正式に決定され、その支援プランに基づいて各種サービスが提供されます。
- 5** 定期的なモニタリング。  
各種サービスの提供がゴールではありません。あなたの状態や支援の提供状況を支援員が定期的に確認し、支援プラン通りでない場合は支援プランを再検討します。
- 6** 真に安定した生活へ。  
あなたの困り事が解決されると支援は終了しますが、安定した生活を維持できているか、一定期間、支援員によるフォローアップがなされます。



## 住居確保給付金の支給

家賃相当額を支給します。

離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方には、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行います。

- 対象となるのは、65歳未満で、離職等の日から2年以内であり、次のいずれにも該当する方です。
  - (1) 収入要件
    - ・月の世帯収入の額が別表①基準額+家賃額（別表②住宅扶助に基づく額が上限）以下であること。
  - (2) 資産要件
    - ・世帯の保有する預貯金の額が別表③の金融資産の額以下であること。（100万円を上限とする。）

## 就労準備支援事業



社会、就労への第一歩。

「社会との関わりに不安がある」、「他の人とコミュニケーションがうまくとれない」など、直ちに就労が困難な方に6か月から1年の間、プログラムに沿って、一般就労に向けた基礎能力を養いながら就労に向けた支援や就労機会の提供を行います。

- 対象となるのは、65歳未満で、次のいずれにも該当する方です。
  - (1) 収入要件
    - ・月の世帯収入の額が別表①基準額+別表②住宅扶助に基づく額以下であること。
  - (2) 資産要件
    - ・世帯の保有する預貯金の額が別表③の金融資産の額以下であること。

(別表) 世帯人数ごとの基準額等（詳細は、自立相談支援機関にてご説明します。）

世帯人数	①基準額	②住宅扶助に基づく基準額	③金融資産
1人	81,000円	38,100円	486,000円
2人	124,000円	46,000円	744,000円
3人	159,000円	49,500円	954,000円
4人	197,000円	49,500円	1,182,000円

## 生活困窮世帯の子どもの学習支援事業



子どもの明るい未来をサポート。

生活困窮世帯の中学生に対して、学習を支援する場を設け、個々の学力に合わせた学習支援や、高校進学等に関する進路相談を行います。また、学習支援教室に参加できない支援対象者に対して、通信添削による学習支援を行います。

- 対象となるのは、次の世帯の中学1～3年生です。
  - (1) 生活保護世帯
  - (2) 生活困窮世帯（自立相談支援機関において、家庭状況等を勘案して決定します。）